

【入園申込みに関するQ & A】

Q 支給認定とは？

- A. 平成27年度より開始した、『子ども・子育て支援新制度』により、認定こども園・保育園などの教育・保育施設の利用を希望する際、お子様の教育・保育の必要性に応じて「支給認定」を受けることが必要となりました。「支給認定証」は、各施設を利用する資格証であり、お子様の支給認定区分（1号・2号・3号）、保育時間（保育短時間・保育標準時間）、認定事由（就労・求職活動等）、認定期間が記載されていますので、大切に保管願います。また、各種変更があった際には、新しいものと差替えになりますので、ご返却願います。

Q 入園希望施設への見学はできますか？

- A. 入園前の施設見学は可能です。開園時間や、保育内容は各園により異なります（公立施設は統一して同じです）。行事や、職員の状況によっては見学できない日もありますが事前に見学を希望する施設へ、電話連絡をしてからの見学をお願いします。

Q 申込をすれば第1希望に必ず入園できますか？

- A. 2・3号認定で入園申込みされた場合、各施設の申込人数が定員を超えた場合は、申込者一人ひとりの保育の必要性等を確認し、点数化した後、利用調整により入園の選考を行います。なお、先着順で入園が確定することはありません。

つきましては、申込期間内に必要書類を明確に記入し、ご提出ください。（入園希望施設は第3希望まで必ず記入してください。）

第1希望の園に入園できない場合は、電話等で連絡させていただく場合があります。なお、第3希望施設まで記入いただいても、第2、第3希望の施設も定員を超えている場合は、ご希望に添えられない場合があります。その場合、空きのある施設をご案内させていただくことになります。

Q 求職活動中でも入園申込は可能ですか？

- A. 申込可能です。

ただし、2号・3号での入園を希望される場合、保育の必要性の高い申込者が優先となるため、申し込み状況によっては、ご希望に添えられない場合があります。

保護者の求職活動中の事由により申込されるお子さんについての認定期間は3か月間とし、保育短時間（8時間保育）で認定します。認定期間内に就職された際は、「就労証明書」を提出してください。認定期間内（3ヶ月の間）にやむを得ず、就職できなかった場合、「求職活動実施状況報告書」を提出の上、再度支給認定の申請をしていただき、必要に応じて面談を実施します。（その後、3ヶ月毎に実施します。）

※家庭や就労状況の変化により、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、認定を取り消す場合があります。

Q 育児休業から復帰する際はいつから入園可能ですか？

- A. 育児休業より復帰される際は、復帰日の属する月の1か月前からの入園（保育短時間に限る）が可能です。また、復帰日の属する月の月初より、保育標準時間への変更が可能となりますので変更を希望される際は、各施設へ申し出てください。

Q 在園中に下の子を出産し、育児休業を取得する際、上の子は退園しないといけませんか？

- A. 下の子のために育児休業を取得する場合、上の子が既にこども園・保育園を利用している場合、朝来市においては、「産前産後より前から就労等を事由に長期的に園を利用している」及び「育児休業制度の期間終了後に復職が確約されている」場合に限りお子さんの退園後の急な環境の変化や、発達上保育を必要とする等の実情を考慮し、継続利用を認めています。ただし、育児休業中については、原則「保育短時間認定」での認定となります。

Q 認定区分の変更や時間区分の変更がある場合、どのような手続きが必要ですか？

- A. 支給認定証の記載内容に変更がある場合（婚姻や離婚により、世帯構成の変更があった場合、就労先を変更した場合、就労時間が大きく変更した場合、認定事由に変更が生じた場合、認定区分を変更したい場合）、先述（P6 参照）の通り、各種変更に必要な書類の提出をお願いします。認定区分・保育時間の変更を希望される際は変更希望月の前月 25 日までにこども園課に届くよう利用される施設へ必要書類を提出してください。（25 日が土日祝祭日の場合は別途応じます。）

※各家庭により事情はおありかと思いますが、提出期限に間に合わない場合は、翌々月からの変更となりますので、ご注意ください。

Q 各種証明は同時利用の園児がいる場合、コピー（写し）を使用することは可能ですか？

- A. 令和 4 年度から就労証明書他保育を必要とする証明が 1 家庭 1 枚の提出となります（2 人同時入園であれば父・母 1 枚ずつ）。医師からの診断書・在学証明については、これまで通り原本を 1 枚提出していただきますようお願いします。
ただし、同じ施設への入園の場合に限るため、別々の施設への入園を希望する場合はこれまで通り 1 人 1 枚証明をご提出願います。

Q 保育を必要とする証明の提出をしなければならない対象者はどこまでですか？

- A. 父、母、及び同居する満 18 歳～70 歳の方の分の提出が必要となります。世帯分離をされていても、同居されている場合は、提出いただく必要があります。
なお、同じ敷地内にお住いであっても、建物が別の場合は、提出いただく必要はありません。

Q.3 号認定（3 歳未満）から 2 号認定（3 歳以上）に変わる際、再度申請は必要ですか？

- A. 再度手続きをしていただく必要はありません。3 号認定の終了日は満 3 歳になる誕生日の前々日までです。満 3 歳になったら、市より、「支給認定証（2 号認定）」を交付します。

【利用料に関する Q & A】

Q.一時保育や延長保育の料金がかかりますか？

- A. 一時保育事業や延長保育事業等の利用料は必要です。

※その他お尋ねになりたいことがありましたらこども園課までお尋ねください。

《こども園・保育園利用の申込・問合せ先》
朝来市こどもみらい部 こども園課
〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213 番地 1
電話 079-672-4933/FAX079-672-4934